

東御市長交際費の支出に関する基準

第1 趣旨

この基準は、市長が市を代表して行う交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 支出区分等

交際費の執行に当たっては、支出の内容及び支出先が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、必要最小限の金額となるよう努めるものとする。

2 交際費（弔慰金を除く。）に係る支出区分、支出内容及び支出金額は、別表1のとおりとする。

3 弔慰金に係る支出先及び支出金額等は、別表2のとおりとする。この場合において、支出先が複数の職に該当するときは、支出金額等の高い区分を適用するものとする。

4 市長は、前2項にかかわらず特別な事情と認めるときは、儀礼上必要と認める額を支出することができる。

第3 支出の内容の公表

この基準に基づく交際費の支出区分、支出金額等については、市のホームページで公表するものとする。

第4 経過措置

この基準は、合併前の東部町及び北御牧村において相当する職にあった者を含むものとする。

第5 基準の見直し

この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

第6 補則

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

別表 1

支出区分	支出内容	支出金額
祝儀	1 飲食を伴う総会、大会、式典等の出席に係る経費で金額の定めがないもの	(1) 公民館等公共施設の場合 3,000円 (2) 飲食店等の場合 5,000円
	2 お祝いの生花	1 ケ (15,000円程度)
	3 市政運営上必要な相手との懇談等に要する経費	社会通念上妥当と認められる額
会費	総会、大会、式典等の出席に係る経費で金額の定めがあるもの	案内状等に記載された金額
その他	上記のいずれにも該当しない会議等で、市政運営上市長が特に必要と認める費用	市長が必要と認める額

別表 2

支出先	支出金額等
市長、副市長、教育長並びに助役及び収入役の職にあった者	(1) 現職 その都度協議 (2) 元・前職 10,000円及び生花1ケ
市長、副市長及び教育長の一親等以内の親族 ※現職に限る	10,000円及び生花1ケ
市議会議員	(1) 現職 10,000円及び生花1ケ (2) 元・前職 10,000円
教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、農業委員会の委員、農業委員会の農地利用最適化推進委員、公平委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員	(1) 現職 10,000円 (2) 元・前職 3,000円
福祉委員、消防団団長及び消防団副団長、自治推進委員並びに常勤的職員に準ずる特別職の職員（月額報酬の者に限る。）	現職 10,000円
市政功労者（東御市表彰規則（平成16年東御市規則第1号）第2条各号の規定により表彰を受けた個人）	10,000円
市職員	現職 10,000円及び生花1ケ
その他市長が特に認める者	市長が必要と認める金額等